



センターだより

各務原市少年センター発行

令和7年度 第2号

令和7年6月5日

P1

今年も雨に映える紫陽花が美しく咲く季節となりました。日頃は、少年センターの青少年育成のための活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

第1回少年センター運営委員会 5月13日(火)

少年センターの運営上必要な事項を協議するための運営委員会を関係機関の代表17名の委員に出席いただき実施しました。少年センターから令和6年度の活動報告、令和7年度の活動方針や事業計画等の説明を行い、運営委員の方々からは「青少年を取り巻く環境について」それぞれの立場からの情報やセンターの活動に対するご意見をいただきました。



1 講話「少年非行の現状」各務原警察署生活安全課長 江崎 義彦 様

各務原市内の刑法犯の件数は、コロナ禍の令和4年を除くと、年々増加していて、令和6年は県下の警察署の中で3番目に多い。そのうち7割近くが窃盗犯(侵入・万引き・自転車盗)で、中でも自転車盗が突出している。無施錠が原因となっていて、被害者は高校生が多い。自転車の施錠について声かけをしてほしい。



非行少年の数も令和5年より増加している。小学生、中学生で悪さをする少年が確実に増えてきている。普通の子が犯罪を犯す傾向にある。

また、少年が被害を受ける事件として、性的姿態撮影処罰法対象の事案が多い。いじめに近いようなわいせつ事案もある。子どもには「ネットに写真を載せたら、消すことができなくなるよ。軽い気持ちで載せないで。」と伝えてほしい。

2 協議・交流「青少年を取り巻く環境について」

◎道路交通法が変わり、子ども達の自転車運転マナーが心配である。学校の自転車教室やいろいろな機会を利用して施錠やルールのことを指導する必要がある。

◎子育て中の母親と話す会に参加。母親より父親の方が孤独感を抱えている気がする。補導日誌の紹介の中で公園にいた父親に声をかけた記事があり、心が温かくなった。「愛の声かけ運動」は地道な活動であるが大切だと実感した。

◎自治会や子ども会、PTAに入らない人が増えてきて、地域で子ども達を育てようとしても難しい。子ども達を孤立させないことが重要である。

◎子ども達が育っていくのに、いかに周りの人たちが力を注いでいるか、改めて感じている。これからも、みんなで子育てをしていくという考えでやっていきたい。



目次

第1回少年センター運営委員会	P1
第2回補導委員中学校区代表者会	P2
5月の活動報告	P2 ・ P3
トピック	P4

第2回補導委員中学校区代表者会 5月30日(金)

第1回校區別研修会の内容を交流した後、6月末、7月初めに予定されている第2回校區別研修会、今後の補導活動や夏季特別補導、その他行事について話し合いました。

1. 第1回中学校區別補導委員研修会の反省(交流)

- ・補導委員同士の情報交流の機会を大切にしたい。

2. 4～5月補導活動から(交流)

- ・補導活動は計画通り実施されている。声かけも多くなり、子ども達ばかりでなく保護者への声かけも増えてきている。

3. 第2回中学校區別補導委員研修会について

研修「最近の気になるトピックス」

各務原市少年センター 専任補導員 鈴木 英已

4. 夏季特別補導について

- ・夏祭り、盆踊り等の日時を第2回校區別研修会に持ち寄っていただき、実施について検討する。
- ・青少年育成市民会議との合同巡回について

5. その他

- ・「管外研修」について 10月9日(木)

募集要項について検討した。第2回校區別研修会でご案内します。

- ・「補導委員交流会」について 11月14日(金) ぶるうすかい

- ・善行青少年および小さな親切運動表彰者推薦について



5月の補導活動より (補導日誌から抜粋)

那加中校区

◆午前中の雨も午後には上がり、曇り空となった。新任の方が初参加のため、通常の巡回ルートをまわり、巡回時の注意事項、声かけのタイミングの確認や過去の情報の共有をした。桐野公園に家族連れ4組計13人程がいた。自転車遊びやバスケットボールをしており、こちらの声かけに快い返事をいただき気持ちよく巡回活動ができた。



◆西市場水門近くの境川で釣りをする男子中学生3人を見かけたので、流れが速いから気をつけてと声をかける。

桜丘中校区

◆鵜沼地区や岐南町の公園に不審者が出たとの新聞記事を読んだので児童公園を廻ろうかと思っていたが、雨でしたのでイオン各務原を巡回しました。ナムコ、モーリーファンタジー共に、多くの保護者同伴の未就学児や児童、少数の部活帰りの高校生がいた。モーリーファンタジー近くの通路ですれ違った小学生4人は那加二の児童だったようで、同行の先生に彼らから挨拶をしてくれました。その他、フードコートなども巡回しましたが、特に問題はないようでした。



稲羽中校区

◆5月から「クスリのアオキ大佐野店」が補導行程に入り巡回した。4人の中学校の生が買物に来ていて、中学校の先生が声をかけていた。長年続いていた集合場所が変わり、稲羽コミュニティーになった。木曽川前度南公園は家族連れが多くいた。

川島中校区

◆小中グラウンドでは男子小中学生が野球とサッカーで遊んでいました。中学校の先生が積極的に子ども達に声をかけしてくださり、子ども達も素直に返事を返していました。女子中学生も4名ほどグラウンドの出入り口付近でおしゃべりしていましたので「暗くなる前に、雨が降る前に帰ろうね。」と声かけしましたが、返事はありませんでした。小学校のグラウンドでは登り棒で女子小学生が遊んでいました。こちらは声かけすると「分かりました〜。」と良い返事を返してくれました。笠田方面へ移動する時に平成川島橋から下流に釣り人と思われる人が川に入っていました。これからの季節、水遊びで川に入る人が増えてきますが、声かけ等した方が良いのか悩みます。



⇒子ども達の安全を気にかけいただきありがとうございます。大人が同伴していない場合は注意喚起をお願いします。

鵜沼中校区

◆二ノ宮神社は目の届かない所なので安全確認をしました。羽場公園、津島神社広場に大きな古い切株があり朽ちています。子ども達が遊びに使っている跡が有ります。危険な状態だと思います。中学生に聞くと、「使わない。」と答えました。「小さな子が遊んでいたら注意してネ。」とお願いしましたら、「はい。」と答えてくれたので安心しました。



⇒2年前ほど前に枯れた幹を伐採されたものでした。とても危険というほどではありませんが、上手に声をかけていただけました。

蘇原中校区

◆この日は天気が曇りで、暑くも寒くもなく過ごしやすい日となったため、外を中心に巡回しました。バローホームセンターやスーパーマーケットでも日曜日でお客さんも多かったです。ホームセンターの2階で遊んでいた4人の子に声かけしました。三洋堂書店とマックスバリュ花園店と巡回して、最後に花園公園で4人の子どもがブランコで遊んでいたのを声かけしました。聞けば蘇原第一小の6年生で、「じゃ、おじさん知ってるか？仕事で学校行くけど。」「あっ！クラス写真撮った人や。」という感じで話をして、「まだいいけど遅くならんように帰ってな。」と話して公園を後にして巡回を終了しました。



中央中校区

◆当日は、2名の新任補導委員さんと巡回場所の特徴や注意点の説明を交えながら活動を進めました。三ツ池西公園や各務原町西公園では小学・中学生達に帰宅時間の説明やコミュニケーションを取る場面も確認して頂きました。



緑陽中校区

◆山崎南公園では6人の子どもがボールで遊んでいました。親御さんもいたので、子ども達の事や地域の事を少しお話をさせて頂きました。河畔では、先週の事もあって、広い範囲で巡回しました。自転車が放置してあったので、川まで降りて確認したり、大きな声で呼んでみたりしていたら、3名の中学生が出てきました。川の流れも速いから危険だから近づかないようにと伝えました。その後、子ども達は帰って行きました。

⇒連日、木曽川河畔で遊んでいる生徒がいる情報を中学校に伝えていただきありがとうございます。センターからは地区担当生徒指導主事会で、再度、学校で指導していただけるようお願いしました。

トピック

交通ルールを守って、自転車を安全に利用しよう！

道路交通法が改正され、令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」の罰則が強化されました。また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。

1. 自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、「酒気帯び運転」の罰則新設

①自転車運転中の「ながらスマホ」 禁止事項

- ・自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く）。
- ・自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること。



※どちらも自転車が停止しているときを除く。

※スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

②自転車の酒気帯び運転、ほう助 禁止事項

- ・酒気を帯びて自転車を運転すること。
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること。
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること。
- ・自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること。



2. こんな運転も禁止です！

- ・イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転
- ・2人乗り
- ・傘さし運転
- ・並進運転



3. 自転車安全利用五則

警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が何らかのルール違反をしていたことが分かっています。自転車を運転する際の基本的なルールを定めた「自転車安全利用五則」を確認してルール遵守を徹底し、事故を防ぎましょう。

「自転車安全利用五則」

- ①自転車は車道が原則、左側を通行
(歩道通行可の例外あり。その場合も、歩行者優先。)
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車の危険行為によって事故の相手方を死亡させてしまうこともあります。今一度、自転車の運転に関するルールを確認し、安全に自転車を利用しましょう。

参照：「政府広報オンライン」

補導活動中に危険な状況や気になる姿を見かけたら、注意を促す声かけをお願いします。